

平成 27 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司  
(JASDAQ・コード 6634)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹  
電 話 03-5766-9870

### 当社連結子会社である株式会社 SJI における特別利益の発生に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社 SJI（以下「SJI」といいます。）は、本日開催の取締役会において、SJIの元代表取締役社長である李 堅氏、SJIの元取締役副会長である琴井 啓文氏およびSJIの元顧問であるG氏に対する損害賠償請求を行うことを決議し、また当該3名との間でSJIの請求に対する支払についての合意書の締結を決議いたしました。

本件に伴い、当社において平成27年11月期第3四半期連結決算におきまして、特別利益約2億円を計上する見込みでありますので併せてお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、SJIが本日開示いたしました次頁の「元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結および特別利益の計上見込みに関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社の通期連結業績予想につきましては、本件の特別利益も含めて精査中ですので、判明しましたら速やかにお知らせします。

平成 27 年 8 月 31 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号  
株 式 会 社 S J I  
代 表 取 締 役 社 長 劉 天 泉  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先:

経営企画本部 副本部長 藤井 肇  
Tel 03-5769-8200 (代表)

### 元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結 および特別利益の計上見込みに関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、当社の元代表取締役社長である李 堅氏（以下、「李氏」といいます。）、当社の元取締役副会長である琴井 啓文氏（以下、「琴井氏」といいます。）および当社の元顧問であるG氏（以下、「G氏」といいます。）に対する損害賠償請求を行うことを決議し、また当該3名との間で当社の請求に対する支払についての合意書の締結を決議いたしました。また本件に伴い特別利益を計上する見込みでありますので併せてお知らせいたします。

(注) 上記3名の肩書につきましては平成26年10月10日に不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生した時点のものであります。G氏は当該疑義の発生前は取締役でありました。またG氏の名称につきましては平成27年8月7日付で受領した社外委員会からの検証報告書に準拠した表記としております。

### 記

#### 1. 元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結について

当社取締役会は、社外委員会からの検証報告書の内容について慎重に検討した結果、企業としての社会的責任を明確に遂行するためにも厳格な態度で臨むことが不可欠と考えております。

当社の損害額は、当社が株式会社東京証券取引所に対して支払った上場契約違約金 20,000,000 円および証券取引等監視委員会の勧告に基づく金融庁長官の課徴金納付命令により国庫に納付した 194,260,000 円の合計 214,260,000 円と考えております。社内委員会、第三者委員会および社外委員会の費用や有価証券報告等の虚偽記載に関わる財務経理部門や会計監査人費用も損害額に追加すべきかについても社内で議論を行いました。本件不適切取引が発生したことでこれらの費用が発生したことは事実ではありますが、上記委員会の設置・運営は疑義が生じた時点で当然必要な手続であって、ガバナンス再構築のためには必要不可欠なプロセスであると考え、損害額には加えず、上記の上場違約金と課徴金の合計額 214,260,000 円を損害額としたものであります。214,260,000 円から、李氏によるハードウェアの仮装取引における当社グループに対する入金額と当社グループからの支払額の差額合計 109,304,975 円を減額した後の『104,955,025 円』を、本件にかかる請求額とし、民事責任の追及として支払いを求めることとし、李氏、琴井氏、G氏と協議した結果、支払について合意に至り本日、平成 27 年 8 月 31 日を支払期日として全額を当社に支払う旨の合意書を締結することを決議いたしました。

なお、当該損害賠償請求の内容や範囲等につきましては、平成27年8月14日付で発足した経営監視委員会においてその妥当性を確認して頂いた後、本日、当該合意書の締結を決議しております。

刑事責任につきましては、社外委員会の検証報告書を受け、当社としては、①社外委員会からの検証報告書において、李氏らを告訴・告発すべきとの提言までは受けていないこと、②第三者委員会からの調査報告書を受領後、当社からの問い合わせに対し、委員から李氏による各不正行為による実害が発生していないことなどに鑑みればその時点において業務上横領罪等を含め、捜査当局が今後、捜査を積極的に進めていくとの見通しがあるとまでは考え難いとの第三者委員会委員の意見等があったこと、③特別背任罪、有価証券報告書虚偽記載、業務上横領等による告訴・告発の要否については、経営監視委員会としても、有価証券報告書虚偽記載を元にして告発をした前例はあまり見当たらないこと、また業務上横領や特別背任に関しても、捜査当局が積極的に捜査を行い、訴追を必要とするとの判断をしているものとは考えにくいこと、さらに上記見込みに比して告訴・告発に要する時間やコストなどを考慮し、当社は告発や告訴を行わず、民事での責任追及のみを行うことに経済的合理性があると判断いたしました。

これらについて当該方針を経営監視委員会に諮問したところ、経営監視委員会より、「貴社が刑事告発又は告訴を見送るという判断は不相当とはいえないと考える。」との意見書を頂きました。

(注) 詳細は、平成27年8月7日付「社外委員会からの検証報告書の受領に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 業績に与える影響

1. に記載の請求額につきましては、平成27年8月31日（予定）の入金をもって特別利益として約2億円を計上する見込みです。

なお、本日付「決算期（事業年度の末日）の変更、本店所在地の変更等に伴う定款一部変更および業績予想の修正に関するお知らせ」にて、平成27年10月期の連結業績予想を開示しており、当該特別利益につきましても反映しておりますのでご参照ください。

以 上